

# 平成29年度 山形県安全運転技能競技大会 法規・運転常識・構造機能テスト正解用紙

番号		氏名	
----	--	----	--

総合 得点	/ 500
----------	-------

正しいと思うものを○、誤りと思うもの×をつけて下さい。 1問5点

## 1. 交通法規

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
×	○	×	○	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○	×
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40					
○	○	○	○	×	×	×	○	×	×					

採点者	点検者	採点
		/ 200

## 2. 運転常識

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
×	○	×	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	○	○
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40					
×	○	○	○	×	○	○	×	×	×					

採点者	点検者	採点
		/ 200

## 3. 車輛構造機能

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
×	○	×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	○	○	×
16	17	18	19	20										
×	○	×	○	×										

採点者	点検者	採点
		/ 100

1. 交 通 法 規

- 1 道路交通法の目的は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、および道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。  
(○ 道路交通法第 1 条)
- 2 横断歩道とは、道路標識または道路標示によって歩行者が横断するための場所であることを示している道路の部分を用いる。  
(○ 道路交通法第 2 条第 4 号)
- 3 道路標示とは、道路の交通に関し、規制または指示を表示する標示で、路面に描かれた道路線（びょう）、ペイント、石等による線、記号または文字を用いる。  
(○ 道路交通法第 2 条第 16 号)
- 4 車両とは、自動車、原動機付自転車、およびトロリーバスの総称を用いる。  
(× 道路交通法第 2 条第 8 号 … 「軽車両」も入る)
- 5 自動車とは、原動機を用い、レールまたは架線によらないで運転する車で、原動機付自転車、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外のものをいう。  
(○ 道路交通法第 2 条第 9 号)
- 6 道路交通法の規定の適用で、次に掲げる者は歩行者である。  
大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪若しくは三輪の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者。  
(○ 道路交通法第 2 条第 3 項第 2 号)
- 7 駐車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で 10 分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止は除く。）、または車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。  
(× 道路交通法第 2 条第 18 号 … 5 分)
- 8 警察官は、道路交通の混雑緩和のために必要な限度において、車両等の通行を禁止、制限する等命じることができるが、それに従わなくても罰則や違反点数はない。  
(× 道路交通法第 6 条第 2 項、罰則道路交通法第 120 条第 1 項第 1 号、5 万円以下の罰金、違反点 1 点)

- 9 信号機の信号と警察官等の手信号が異なる場合は、一旦停止して信号機の信号に従わなければならない。  
(× 道路交通法第7条、第6条第1項後段 … 警察官等の手信号が優先)
- 10 徐行とは、時速15キロで走行することをいう。  
(× 道路交通法第2条第20号 … 直ちに停止できるような速度)
- 11 最高速度の規定の違反となるような行為をした者の罰則は、六月以下の懲役または10万円以下の罰金である。  
(○ 道路交通法第22条、罰則道路交通法第118条第1号)
- 12 大型自動車が高速自動車道で車間距離不保持の違反をした場合、反則金は1万2千円である。  
(○ 道路交通法第26条、罰則道路交通法第119条第1項第1号の4  
道路交通法施行令第45条、別表第6の16)
- 13 車両等は、横断歩道等およびその手前の側端から30メートル以内では、前方を進行している他の車両等（原動機付自転車を除く）の側方を通過してその前方に出てはならない。  
(× 道路交通法第38条第3項 … ×原動機付自転車  
○軽車両)
- 14 自動車を道路上の同じ場所に引き続き12時間以上（夜間にあつては8時間以上）駐車させてはならない。  
(○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)
- 15 同一方向に進行しながら進路を変えるときは、その行為をしようとする30メートル手前から合図をする。  
(× 道路交通法第53条第1項・第3項、道路交通法施行令第21条 …  
3秒前)
- 16 積載する貨物が分割できないものであるため、重量等の制限を超える場合は、国土交通大臣の許可を受けて積載することができる。  
(× 道路交通法第57条第3項 … 出発地警察署長の許可)
- 17 積載物は自動車の車体の左右からはみ出して積載してはならない。  
(○ 道路交通法施行令第22条第4項)

- 1 8 大型免許（第一種免許）で運転できる自動車は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車である。  
（× 道路交通法第 85 条第 1 項、第 2 項 … 大型特殊自動車は除く）
- 1 9 酒酔い運転の罰則は、5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金である。  
（○ 道路交通法第 65 条第 1 項 罰則道路交通法第 117 条の 2 第 1 号）
- 2 0 道路標識等による指定がない高速自動車国道の本線車道では、大型貨物自動車の最高速度は時速 100 キロである。  
（× 道路交通法第 22 条、道路交通法施行令第 27 号第 1 項第 1 号二 … 時速 80 キロ）
- 2 1 交通事故があったときは、その運転者は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する措置を講じなければならないが、同乗していた乗務員にはその義務はない。  
（× 道路交通法第 72 条第 1 項 … 当該交通事故に係る車両等の運転者  
その他の乗務員は）
- 2 2 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。  
（○ 道路交通法第 20 条第 1 項）
- 2 3 進行妨害とは、車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。  
（○ 道路交通法第 2 条第 1 項第 22 号）
- 2 4 運転者は、貨物の積載を確実にを行うなど、積載物の転落や飛散を防ぐために必要な措置を取らなければならない。  
（○ 道路交通法第 71 条第 1 項第 4 号）
- 2 5 積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、除去するのは危険であり、道路管理者が到着するまでそのまましておく。  
（× 道路交通法第 71 条第 1 項第 4 の 2 … 速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講ずること。）

- 2 6 信号機の赤色の灯火が点滅信号のときは、車両の通行が少ない時なので徐行して安全を確認すれば進行できる。  
(× 道路交通法第 4 条、道路交通法施行令第 2 条  
… 車両等は、停止位置において一時停止しなければならない。)
- 2 7 横断歩道等（歩行者等の横断が禁止されているものを除く。）又はその手前の直前で停止している車両等がある場合、その側方を通過して前方に出るときは徐行しなければならない。  
(× 道路交通法第 38 条第 2 項 … 前方に出る前に一時停止しなければならない)
- 2 8 道路のまがりかど付近、上り坂又は下り坂では他の車両を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。  
(× 道路交通法第 30 条第 1 項第 1 号 … 上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂)
- 2 9 免許の停止・取消しの基準は前歴なしの場合、6 点から 14 点で免許停止、15 点位上で免許取消しとなるが、前歴 3 回以上の場合、2 点または 3 点で免許停止、4 点以上で免許取消しとなる。  
(○ 道路交通法第 103 条、第 90 条、施行令第 38 条)
- 3 0 信号機の表示する信号の種類が赤色の灯火のときは、交差点において既に右折している自動車は、青色の灯火により進行することができることとされている自動車に優先して進行することができる。  
(× 道路交通法施行令第 2 条 … 自動車の進行妨害をしてはならない。)
- 3 1 交差点又はその付近において、緊急自動車が接近してきたときは、車両は、交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合にあっては、道路の右側）に寄って一時停止しなければならない。  
(○ 道路交通法第 40 条第 1 項)
- 3 2 車両は、消防用機械器具の置き場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から 5 メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。  
(○ 道路交通法第 45 条第 1 項第 3 号)
- 3 3 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない他、酒気を帯びて運転することとなるおそれのある者に車両等を貸したりしてはならない。  
(○ 道路交通法第 65 条第 1 項、同第 2 項)

- 3 4 児童や幼児の乗降のため停車している通学通園バスの側方を通過するときは、徐行して安全を確認しなければならない。  
(○ 道路交通法第 71 条第 2 号の 3)
- 3 5 車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、その前方に出る前に必ず一時停止しなければならない。  
(× 道路交通法第 36 条第 3 項 … 徐行しなければならない)
- 3 6 65 歳以上の運転者が普通自動車を運転するときは高齢者マークを付けて運転するように努めなければならない。  
(× 道路交通法第 71 条の 5 第 4 項 … 70 歳以上)
- 3 7 自動車を後退させるときもシートベルトを着用しないと違反となる。  
(× 道路交通法第 71 条の 3 第 1 項、道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 … 後退時は除外される。)
- 3 8 車両等の運転者は、その車両等を離れるときは、エンジンを止め、完全にブレーキをかけるなど、その車両等が停止の状態を保つために必要な措置をとらなければならない。  
(○ 道路交通法第 71 条 5 号)
- 3 9 運行記録計を備えなければならないこととされている自動車で、運行記録計の故障等によりその記録ができない状態となったが、修理するまで運転させた。  
(× 道路交通法第 63 条の 2 第 1 項)
- 4 0 構内などの道路外で車両を運転中に人を死傷させた場合は、運転免許の取り消しや停止等の行政処分の対象とならない。  
(× 道路交通法第 103 条第 1 項第 7 号)

## 2. 運 転 常 識

- 1 運転者の拘束時間は、1日（始業時刻から起算して24時間をいう）13時間以内が基本とし、これを延長する場合であっても16時間を限度とし、また、15時間を超える回数は、1週間について3回までとしなければならない。
  - × 改善基準告示 4-1-2 15時間超2回まで
- 2 運転者は乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告しなければならない。
  - 輸送安全規則 17-4
- 3 事業用自動車の日常点検において「タイヤの空気圧」は走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に点検することで足りる。
  - × 道路運送車両法 47 の 2 自動車点検基準 1 1日1回必要
- 4 事業用貨物自動車は、1日1回、運行前に目視等により灯火装置の点灯等日常的に点検すべき事項について点検しなければならない。点検結果による運行の可否は、運行管理者が決定する。
  - × 道路運送車両法 50 運行の可否決定は整備管理者
- 5 業務の必要上、継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合に、分割して休息期間を与える場合、分割された休息期間は1回当たり継続4時間以上、合計9時間以上としなければならない。
  - × 改善基準告示 4-3 拘束時間及び休息期間の特例 4時間以上計10時間
- 6 適性診断を受診しなければならない高齢運転者とは、65歳以上の者をいい、65歳に達した日以後1年以内に適齢診断を受診し、その後3年以内毎に1回受診しなければならない。
  - 輸送安全規則 10 指導監督指針 4-(3)
- 7 せまい坂道ですれ違うときは、一般的には上りの車が停止して下りの車に道を譲るのが原則である。
  - × 交通の教訓 坂道～下りの車が道を譲る
- 8 事業用貨物自動車で車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の車両には、自動車が時速100キロメートルを超えて走行しないよう、告示で定める基準に適合する速度抑制装置を備えなければならない。
  - × 道路運行車両の保安基準 8-5 時速90キロメートル

- 9   トラックの運転席は、乗用車に比べ高い位置にあるため、運転者は前方を上から見下ろすような視野となる。そのため、前車との車間距離は長く感じやすく、実際の車間距離は短くなりやすい。
- トラックの構造上の特性
- 1 0   事業用貨物自動車の運転者の休息期間は、当該運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めなければならない。
- 改善基準告示 4-2   休息期間
- 1 1   アルコール検知の結果、アルコールの程度が呼気1リットルにつき0.15ミリグラム未満であれば乗務しても差し支えない。
- ×   輸送安全規則 3-5   酒気を帯びた状態
- 1 2   車を運転中に大地震が発生し、やむを得ず車を道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとして、窓を閉めドアをロックする。
- ×   交通の教則   ドアはロックしない
- 1 3   高速走行中にハイドロプレーニング現象が発生したときは、直ちにブレーキを踏んで速度を落とすのがよい。
- ×   交通の教則   ブレーキ踏まない、ハンドル切らない、シフトダウンしない
- 1 4   睡眠時無呼吸症候群をそのまま放置すると、睡眠時無呼吸のために血液が固まりやすくなり、狭心症、心筋梗塞、脳卒中など重大な合併症を引き起こすおそれがある。
- 
- 1 5   事業用貨物自動車のうち最大積載量4トン以上又は車両総重量7トン以上の車両には運行記録計を装着しなければならない。
- 輸送安全規則 9
- 1 6   自動車は、自動車登録番号標を、運行中記載された登録番号の識別に支障が生じないものを所定の位置に表示しなければ、運行してはならない。
- 道路運送車両法 19
- 1 7   事業用貨物自動車の日常点検について、最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上の車両はディスク・ホイールの取付状態を確認し、記録する必要がある。
- 自動車点検基準 1



- 1 8 事業用貨物自動車の運転者の連続運転時間（1回が連続 10 分以上、かつ、合計が 30 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、5 時間を超えてはならない。
- × 改善基準告示 4-1-5 4 時間を超えない
- 1 9 事業者は、乗務開始前及び乗務終了後の点呼のいずれか一方が対面で行うことができない乗務を行う運転者に対しては、運行の途中に少なくとも 1 回は電話等により点呼を行い、所定の事項について報告を求めなければならない。
- × 輸送安全規則 7-3 中間点呼：いずれも対面点呼ができない場合
- 2 0 後輪が横滑りしたときは、アクセルをゆるめ、後輪が横滑りした方向と逆方向にハンドルを切って車の向きを立て直すようにする。
- × 交通の教則 後輪が横滑りした方向にハンドルを切る
- 2 1 点呼は原則として対面で行うのが原則で、運行上やむを得ない場合に限り電話その他の方法で点呼を行うことができるが、車庫と営業所が離れている場合や早朝・深夜等点呼執行者が営業所に出勤していないなどは「運行上やむを得ない場合」には該当しない。
- 輸送安全規則 7-1（解釈運用 7）
- 2 2 夜間、見通しの悪い交差点やカーブの手前では、前照灯を上向きに切り替えるか点滅して、他の車や歩行者に自車の交差点への接近を知らせるとよい。
- 交通の教則 夜間の交差点・カーブの灯火
- 2 3 運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキが実際に効き始めるまでの間に車が走る距離を「空走距離」といい、運転者が疲れているときなどは長くなるといわれている。
- 交通の教則 空走距離
- 2 4 適性診断は、運転に適しているかどうかについて分別するものではなく、運転行動や運転態度が安全運転にとって好ましい方向へ変化するよう動機づけるものである。
- 適性診断活用講座テキストⅡ-2
- 2 5 タイヤの空気圧が高すぎると、高速走行時にスタンディングウエーブ現象が生じやすくなる。
- × スタンディングウエーブ現象：タイヤの空気圧が低い時

- 26 事業用貨物自動車の運転者は、疾病、疲労等で安全な運転ができないおそれがあるときは、その旨を事業者に出なければならぬ。
- 輸送安全規則 17 運転者の遵守事項
- 27 高速道路で故障により路肩に停止する場合は、停止表示器材の設置等の危険防止措置をとった後、車内で救援を待つようにする。
- × 交通の教則 安全な場所に避難
- 28 乗務等の記録について、交通事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因を記録しなければならない。
- 輸送安全規則 8-7
- 29 車長の長いトラックは、乗用車よりもホイールベースが長いので、内輪差は小さくなる。
- × 内輪差：ホイールベースが長いと内輪差は大きくなる
- 30 夜間、自車のライトと対向車のライトで道路中央付近の歩行者や自転車が見えなくなることがあり、これを一般に「蒸発現象」という。
- 交通の教則 蒸発現象
- 31 事業用貨物自動車運転者の運転時間は、2日（始業開始時刻から起算して48時間をいう）を平均して1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり45時間を超えないものとする。
- × 改善基準告示 4-4 1週間当たり44時間
- 32 対向車と正面衝突のおそれが生じたときは、警音器とブレーキを同時に使い、できる限り左側に避け、少しでもブレーキとハンドルでかわすようにする。
- 交通の教則 緊急時の措置
- 33 速度が速くなると運転者の視野は狭くなり、遠くを注視するようになるため、近くのものが見えにくくなることから、注意が必要である。
- 交通の教則 拘束になると近くのものが見えにくい
- 34 事業者は、乗務開始及び乗務終了の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を含む運行ごとに、運行指示書を作成し、運転者に携行させなければならない。
- 輸送安全規則 9の3

- 3 5 雪道を走行する際は、ハンドルやタイヤを取られる可能性があるので、わだちを避けて走行するのが安全である。
- × 交通の教則 できるだけ車の通った跡を走行する
- 3 6 事業用貨物自動車はその外側に、使用者の氏名、名称又は記号を見やすいように表示しなければならない。
- 道路運送法 95
- 3 7 カーブの半径が同じであればカーブで働く遠心力は、スピードが速いほど大きくなる。
- 交通の教則 遠心力
- 3 8 乗務開始前のアルコール検知器による酒気の有無の確認で異常が認められなかった場合には、乗務終了後の酒気の有無の確認は目視等による確認だけでよく、アルコール検知器による確認は必要としない。
- × 輸送安全規則 7-2 及び 4
- 3 9 踏切内では、変速しないで発進したときの低速ギアのままで進行し、対向車に注意しながら、できるだけ左端を通るようにする。
- × 交通の教則 踏切の通行方法
- 4 0 他の自動車に追従して走行するときは、前車との追突等の危険が発生した場合でも安全に停止できるよう速度に対する制動距離と同じ距離の車間距離を保つようにする。
- × 交通の教則 停止距離と車間距離（空走距離+制動距離）

### 3. 車両構造機能

〈回答〉

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 問 1  | × | 第2条長さ、幅及び高さ<br>自動車は、長さ12m、幅2.5m、高さ3,8mを超えてはならない。  |
| 問 2  | ○ | 第43条の2非常信号用具  |
| 問 3  | × | 第49条の2道路維持作業用自動車<br>道路維持作業用自動車の届出又は指定を公安委員会から受けていないと取り付けられない。   |
| 問 4  | ○ | 第8条原動機及び動力伝達装置  |
| 問 5  | ○ | 第43条警音器   |
| 問 6  | ○ | 第20条乗車装置<br>自動車の座席、座席ベルト、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装には、難燃性の材料を使用すること。   |
| 問 7  | × | 第48条の3速度表示装置<br>速度表示灯の灯光の色は、黄緑色でなければならない。   |
| 問 8  | × | 第9条走行装置・<br>滑り止めの溝はタイヤの接地部の全幅に施されている凹部のいずれの部分においても1.6mm以上(二輪自動車は0.8mm以上)の深さを有すること。                              |
| 問 9  | × | 第8条原動機及び動力伝達装置<br>エア・クリーナが取り外されているものは、保安基準に適合しない。   |
| 問 10 | ○ | 第29条窓ガラス<br>自動車の前面ガラスは定められたものを除き、装着されてはならない。  |
| 問 11 | × | 第30条騒音防止装置<br>消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。   |
| 問 12 | × | 第42条その他の灯光等の制限<br>自動車には、反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。   |
| 問 13 | ○ | 第18条車枠及び車体  |
| 問 14 | ○ | 第41条方向指示器   |
| 問 15 | × | 第29条窓ガラス<br>窓ガラスは透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できること。                              |
| 問 16 | × | 第18条の2巻き込み防止装置等<br>自動車の後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、告示で定める基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。 |
| 問 17 | ○ | 第10条操縦装置  |
| 問 18 | × | 第33条前部霧灯<br>前部霧灯は、同時に3個以上点灯しないように取付けなければならない。   |
| 問 19 | ○ | 第27条物品積載装置  |
| 問 20 | × | 第38条後部反射器、第38条の2大型後部反射器<br>車両総重量7t以上の普通貨物自動車の後面には、赤色の後部反射器のほか、大型後部反射器を備えなければならない。                               |